

# 質 疑 回 答 書

令和 2年 10月 1日

吹田市水道部

工事名又は業務名 津雲低区配水幹線整備実施設計業務「電子入札案件」

番号	図面番号	質 疑 事 項	回 答 事 項
1	位置図	位置図から配管ルートに阪急千里線の横過箇所があると思われます。布設時の掘削による軌道およびトンネルに対する影響などの照査作業が必要になった場合の作業については、作業範囲に含まず別途協議と考えてよろしいですか。	仕様書第2章第1節第2項の「9. 関連機関との協議用資料作成」のとおり、協議資料作成は業務範囲としますが、構造物への影響などの照査等業務は別途協議事項とします。
2		一般仕様書には中心線測量を実施するように記載されていますが、設計書には中心線測量が計上されておりません。現地で中心線測量を行う必要がある場合は、変更対象となるのでしょうか。ご教示お願い致します。	調査業務仕様書は、実施業務内容を記載しているのではなく、各測量調査の目的と実施にあたっての仕様を示すものです。もし中心線測量が必要となった場合は別途協議事項とします。
3		設計書および特記仕様書には仮設配管についての記載がないため、仮設配管は計上されていないと考えてよろしいでしょうか。その場合、仮設配管が必要となれば設計変更の対象となりますか。  以上をご教示お願い致します。	本件につきましては、仮設配管については想定しておりませんが、仮設配管が必要となった場合は別途協議事項とします。